

令和元年度施策評価(案)についての総合計画審議会委員ご意見に対する回答一覧

関係施策	総合計画審議会委員ご意見	対応の方向性
総論	新型コロナウイルス危機を体験し、新しい社会への模索が起こっている今、基本計画の大幅な見直しが必要ではないか。	新型コロナウイルス感染症は、市民生活や地域経済にも大きく影響を及ぼし、市税等の減収も見込まれていますが、このピンチをチャンスとして捉え、感染症に強く、より国際競争力が高いまちづくりに積極的にチャレンジし、経済的な成長と安全・安心で質の高いバランスがとれたコンパクトで持続可能な都市づくりを今後とも進めてまいります。
総論	昨年「審議会の開催頻度や審議時間が足りない」との意見に対し「審議会の1か月前に資料をお送りしご意見をいただいている」との方向性が示されていたが、今年は方向性が異なるのではないか。	審議会の開催につきましては、平成25年度の審議会で頂いた、審議会のあり方に関するご意見などを踏まえ、開催頻度を隔年としているところであり、本年は非開催の年であることから、書面にてご意見をお伺いしているものです。 また、書面開催時のご意見を頂く期間につきましては、審議会開催時においても、ご欠席の委員の意見は書面にて頂いており、その期間と同程度としております。
施策 1ー1 ユニバーサルデザインの 理念によるまちづくり	指標①「ユニバーサルデザインの概念の理解度」は多少回復しているが、理解度は深まっていないようである。道路のバリアフリー化やノンステップバスの導入等、具体的な施策は進んでいるが、広報が決定的に不足しているように感じる。 現在、ユニバーサル都市・福岡の広報は、年1回開催のフェスティバルが主な機会であり、FMラジオ等、年間を通して情報を伝えるメディアの活用による継続的な施策が必要と考える。 特に若い人へのアピールを増やしていければ良い。	ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりににつきましては、事業を開始した平成23年度に、市長を本部長とするユニバーサル都市・福岡推進本部を設置して、全市的な推進体制のもと、ハードとソフトの両面から様々な取組みを着実に進めてきたところです。 一方、成果指標の達成状況を見ると、「ユニバーサルデザインの概念の理解度」や「ユニバーサルデザインの取組みへの評価」は改善していますが、ご指摘のとおり、目標値の達成に向けて、さらなる普及啓発などの取組みが必要であると認識しています。 このため、現在の取組みに加え、Facebook等のSNSを活用した広報に積極的に取り組むとともに、今年度、高齢者や障がい者への接し方等について、福岡市の身近なユニバーサルデザインの事例を取り入れた「福岡版ユニバーサルマナー検定」を新たに実施するなど、「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向けた取組みを積極的に推進してまいります。なお、「ユニバーサルデザインの概念の理解度」を年代別に見ると、「知っていた」と回答した方は、18～29歳で最も高く(68.9%)となっています。
施策 1ー1 ユニバーサルデザインの 理念によるまちづくり 施策 3ー2 安全で快適な生活基盤 の整備	指標①「ユニバーサルデザインの概念の理解度」と指標②「ユニバーサルデザインの取組みへの評価」が低く、超高齢社会に対応した質の高い社会という考え方自体が共有されていないのではないかとと思うが、「概ね順調」の評価は過大評価ではないか。 特に、交通のバリアフリー化はもちろん、歩行者と自転車の交錯する市内の危険さの改善なくして、高齢者や子供、乳幼児を連れた母親の安心感は得られないと思う。	施策の評価につきましては、ご指摘のとおり、市民の理解度を問う成果指標は高いとは言えませんが、バリアフリー化など各事業は着実に進捗していることを踏まえ、「概ね順調」としております。 また、本市では、歩行者や自転車利用者の安全性を高めるため、平成26年3月に「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画」を策定し、原則として車道部に、自転車通行帯などの自転車通行空間の整備を進めているところです。 自転車通行空間の整備を行う際には、関連法令に基づき、交通の状況等を考慮しながら、道路を構成する車道、歩道、路肩、自転車通行空間などの配分を検討、決定し整備を行っております。 福岡市内における自転車通行空間は、令和元年度末時点で約116kmを整備しており、今後とも歩行者や自転車利用者の安全性を高めるため、自転車通行空間の整備を進めてまいります。

関係施策	総合計画審議会委員ご意見	対応の方向性
施策 1－2 すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画の推進 施策 1－6 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実	障がい者差別解消条例に基づく具体的施策として、手話言語条例の制定を急ぐとともに、精神障がい者の運賃割引についてはJRに実施を強く求め、各種交通機関の料金割引を療育手帳Bにも広げるよう手立てをとるとともに、ガイドヘルパーによる移動支援について細かく制限せず、政治・宗教活動等にも利用可能にすべきだと思う。	手話言語条例の制定につきましては、障がい者差別解消条例の施行状況や国の動向を見守りながら対応を検討してまいります。各種交通機関の料金割引については、引き続き県や他都市と連携してJRに要望してまいります。 また、政治・宗教活動に関する移動支援の利用につきましては、投票や演説を聞きに行くといった個人の活動については対象としていますが、勧誘・宣伝等の特定の利益を目的とする団体活動のための外出は対象外となります。 今後とも国の制度の動向に留意するとともに、必要な財政負担も考慮しながら、より一層利用しやすいものとなるよう制度のあり方を検討してまいります。
施策 1－6 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実	児童発達支援センターについて単独通園施設の抜本的な増設を図るとともに、通園施設を機械的に指定するやり方は改め当事者の意向を最優先にすべきである。 また、知的障がい者等が地域でも施設でも安心して生活できるよう事業所や利用者への支援体制の充実を図るとともに、障がい者施設等の労働者の賃金引上げや運営に対する市独自の助成金をつくり、グループホーム等の増設を後押しし、強度行動障がい者の短期入所施設についても増設を急ぐべき。	障がい児の療育環境については、相談から診断、療育までを行う療育センターを3か所、療育のみを行う児童発達支援センターを7か所設置しており、さらに令和3年度開設に向け、雁の巣幼稚園跡地に8か所目の整備を進めてまいります。 また、南部地域の相談・診断・療育機能を強化するため、療育センターの設置に向けた、検討を進めてまいります。 知的障がい者などへの支援体制につきましては、グループホームに対する運営費補助制度を福岡市独自で創設するとともに、国に対して福祉、介護職員の賃金改善を働きかけるなど、支援体制の充実に努めてまいります。短期入所については、必要に応じて利用できるよう事業所の拡充に努めてまいります。
施策 1－7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり	保育の受け皿確保のため、企業主導型保育事業を推進してきたが、当該保育所については様々な問題が発生している。保育の質と安全がしっかり確保された適正規模の認可保育所を抜本的に増やすべき。	企業主導型保育事業につきましては、平成28年度から始まった国の事業ですが、従業員の働き方に応じて、夜間や休日保育など、多様で柔軟な保育サービスを提供することができ、また、多くの施設で保育を必要とする地域の子どもも利用可能で、待機児童解消に資する取組みであるため、福岡市においても、企業や保護者へ事業の周知等を図っております。 また、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、立入調査を行い、基準に満たない施設に対しては、適切に指導を行っております。 今後も、保育の質と安全の確保を図りながら、地域の需要に応じた多様な手法により、保育所整備に取り組んでまいります。
施策 1－7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり	保育士の確保のため、国に公定価格の抜本増を求めるとともに、市独自の賃上げの手立てをとるべき。	保育所職員の給与等につきましては、保育所委託費に上乗せするなど、福岡市独自に必要な助成を行っておりますが、今後も国に対して、公定価格の更なる増額を要望するなど、その充実を図ってまいります。
施策 1－8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成	指標②「学校教育に対する満足度」の低さを見る限り、現在展開している事業と市民の求めるものとの乖離が大きいように思う。抜本的な見直しなくして、目標値には到底近づかないのではないかと。 また、指標③「指標②から「わからない」「無回答」を除いた割合」を補完指標としている理由について十分な説明がなければ、「概ね順調」の評価には疑問を感じる。	指標②「学校の教育活動に対する満足度」につきましては、「基本計画の成果指標に関する意識調査」の対象が、保護者以外の市民や学校教育活動に直接関わりが薄い市民も含まれていることから、「わからない」「無回答」の割合が高くなっている(約6割)ため、指標③「指標②から「わからない」「無回答」を除いた割合」を補完指標として設定しています。

関係施策	総合計画審議会委員ご意見	対応の方向性
施策 1ー8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成	一人ひとりの学びを保障する社会をつくることは、コロナ危機のもとでさらに重要な教育行政となっており、子どもたちに学び、心のケア、安全を保障するうえで、20人程度の少人数学級の実現は急務である。再開された市内の小学校で1万人以上の児童が「最低1m」の身体的距離の基準を満たさないことが明らかになっており、それが可能となる35人以下学級の全学年実施のために、教員の増員、不足する教室の確保など教育環境の整備を位置付けるべき。	福岡市では、「第2次福岡市教育振興基本計画」に基づき、小・中学校9年間の発達段階区分に応じた教育を推進するため、小学校1年生から4年生までは35人以下学級とし、中学校1年生についても、学校の選択による35人以下学級を実施しております。 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、文部科学省が示す「学校の新しい生活様式」を踏まえ、教室における身体的距離を確保するため、令和3年度は、小・中学校全学年での暫定的な35人以下学級を実施してまいります。教員は、国の義務標準法に基づき配置されるものであり、定数の充実については、国に要望してまいります。 また、不足する教室の確保について、仮設校舎を設置するなど、適切に対応しております。
施策 1ー8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成	子どもの心のケアと学習の遅れを取り戻すことは必要なことだが、1日最大7時限にして猛スピードで詰め込む授業のやり方は看過できない。指標②「教育の満足度」において中間目標の6割に満たない数値として市民の不満感が示されており、コロナ禍のもとで不安とストレスを抱え、学力格差に苦しんでいる目の前の子どもたちを丸ごと受け止める教育に転換することこそ、今求められる教育行政である。	1日7時限の授業につきましては、1時間の授業時間を短縮することにより、臨時休業による学習の遅れを回復するとともに、今後の休校や学級閉鎖による授業時間の喪失に備えるものです。2学期以降については、臨時休業中の授業の遅れを回復できたことから、各学校が実情を踏まえつつ、教育委員会が複数示した授業実践例の中から選択するようにしております。また、授業においては、一方的な詰め込みの指導によることなく、学習のポイントを絞り、必要に応じてチーム・ティーチングによる指導や習熟度別指導を行うことで、児童生徒の学びの保障に努めております。
施策 2ー1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化	指標②「地域デビューした人数」、指標③「新たな共創の取組み数」、指標④「共創による地域アドバイザー派遣回数」は増加しているのに、指標①「地域活動への参加率」が上がらない理由について検証が必要ではないか。 現在展開中の各事業が既に参加している人たちしかターゲットにできていないのではないか。 コロナ禍ということもあり、事業の見直しも必要なのではないか。	現在実施している各種事業により、新たな地域活動への参加者は増加し、一定の成果は上がっていると考えておりますが、今年度設置した外部検討委員会の意見も踏まえながら、さらに有効な取組みについて検討してまいります。 なお、コロナ禍において地域活動が制約されている状況ではありますが、自治協議会共創補助金について、地域の実情に応じた柔軟な運用ができるようにしており、今後とも地域の意見も聞きながら、しっかりと支援してまいります。
施策 2ー1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化	「地域活動への参加者を増やすには、地域活動になじみのない方に気軽に参加いただくことが必要」とあるが、新型コロナウイルスによる影響で地域コミュニティ活動に大幅な制約が生じると考えられることから、活動の活性化に向け、具体的にどのような取組みを考えているのか。 また、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、例えば若者に対しては、垣根を低くする意味からもオンライン交流会などの導入について検討してはどうか。	コロナ禍において地域活動が制約されている状況ではありますが、自治協議会共創補助金について、地域の実情に応じた柔軟な運用ができるように支援しております。 また、地域活動への参加者が増えるよう、今年度設置した外部検討委員会や地域の意見も踏まえながら、さらに有効な取組みについて検討してまいります。

関係施策	総合計画審議会委員ご意見	対応の方向性
施策 2ー1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化	市が自治会・町内会などコミュニティに依頼している業務は、年間約500にも及び、そのために過重になって担い手づくりが困難になっている。自治協議会共創補助金交付要綱の第4条第2項の「その全てを実施しなければならない」という箇所を削除し、自治協議会が主体的に決定できるようにするとともに、本市のまちづくりの基本点として、「公助」を明確に打ち出すことを施策に位置付けるべき。	行政から地域への依頼につきましては、平成28年4月に、「地域への協力依頼等に関する方針」を定め、地域への協力依頼は原則として行わないことや、やむを得ず協力依頼をする場合は、相応の報償等を支払うとともに、適切なサポートを行うことなどの周知・徹底を図っており、見直し方針を徹底することで、地域の負担軽減に努めてまいります。 自治協議会共創補助金につきましては、住みよいまちをつくるための事業として6分野10項目の事業を「まちづくり基本事業」として位置づけておりますが、これらの具体的な事業内容につきましては、校区の実情などに応じて自治協議会において、地域が主体的に決められる仕組みとしております。 なお、平成28年度からは、自治協議会と福岡市がパートナーとして、企業や商店街、NPO、大学など様々な主体と地域の未来を共に創り出す「共創」の取組みを推進しており、今後ともしっかりと支援してまいります。
施策 4ー5 公共交通を主軸とした総合交通体系の構築	2019年8月に令和元年請願第7号「生活交通の充実、整備について」が採択されており、公共交通空白地等における生活交通対策として、市が責任を持つコミュニティバスの運行を行うことを施策に位置付けるべき。	本市においては、バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域について、生活交通条例に基づき、休廃止対策として、市が直接委託運行するのではなく、交通事業者に補助を行うことで代替交通を確保しております。 引き続き、休廃止対策や不便地対策などに取り組むとともに、住民意識調査の結果などを踏まえ、持続可能な生活交通の確保に努めてまいります。
施策 6ー1 産学官連携による、知識創造型産業の振興	大学との共同研究件数や研究開発機能の充実、情報通信業の進出が限定的であり、「概ね順調」の評価の根拠が乏しいように思う。	施策の評価につきましては、市内大学の民間企業などとの共同研究件数が中間目標を上回る件数で推移しており、大学・民間企業等の双方に産学連携の重要性が広く認識され、その取組みが継続されているものと考えており、「概ね順調」としております。 また、知識創造型産業の企業誘致に積極的に取り組んだ結果、誘致企業数も順調に推移しております。ICT等を活用した新しい技術は情報通信業のみならず、様々な分野において導入され、広がってきており、今後も成長が続くことが見込まれているため、これらの社会経済情勢等の変化に対して分野横断的に対応していくとともに、目標達成に向けた取組みを進めてまいります。
施策 6ー5 就労支援の充実	内定取消しや来年の新卒市場の縮小により学生が不安を抱いている。莫大な内部留保を抱えている大企業に対しては雇用を増やし社会責任を果たすよう求めるとともに、地元中小企業に対しては雇用を増やした場合に奨励金を出すなど手立てをとることが必要である。また、コロナ禍のもとでアルバイト収入を断たれた学生も多く、市独自の学生支援策を実施すべきである。 これらを施策に位置付けるべきである。	今後の新型コロナウイルスがもたらす影響等によって見通しを立てにくい状況ですが、現時点においては企業の採用意欲は高いと認識しています。 企業の雇用増につきましては、本年度の新規事業である「市内事業者のオンライン採用・就職活動支援事業」のほか、既存事業である「就労相談窓口」や「福岡市求人特集Webサイト」により、学生等の市内事業者への就職につながるよう支援していきます。 また、学生や保護者に向け、学生支援緊急給付金や給付型奨学金、その他の貸付事業や奨学金の返済期限の猶予制度などの周知に取り組んできたところであり、引き続き必要な情報の発信を行ってまいります。

関係施策	総合計画審議会委員ご意見	対応の方向性
施策 7-2 創造的活動の基盤となる 文化芸術の振興	指標②「芸術・文化水準に関する満足度」は全国平均を大きく上回っているように見えるが数値は横ばいである。また、指標③「アートNPO認証数」も昨年からわずか2団体の増加であり、「概ね順調」というのは過大評価ではないか。	施策の評価につきましては、施策の進捗をより適切に示すための補完指標①②③のほか、拠点文化施設の整備やまるとミュージアムの開催など、文化芸術活動を行いやすい環境づくりにかかる事業進捗状況も踏まえ、「概ね順調」としております。 福岡市においては、文化芸術団体のほか、企業、NPO、大学などにより、多彩な文化芸術の鑑賞や体験の機会が提供されていると考えております。 また、子ども文化芸術事業や屋外型アートイベントなど、多くの市民が文化芸術を体験・鑑賞できる機会を提供しているところであり、引き続き多様な担い手と連携し、すべての市民が文化芸術を楽しむことができる環境づくりや文化芸術活動の支援に取り組んでまいります。
施策 7-2 創造的活動の基盤となる 文化芸術の振興	指標①「文化芸術活動を行う市民の割合」は前年度から低下し、指標②「芸術・文化水準に関する満足度」は2年連続で低下しているが、「概ね順調」という評価の根拠は何か。	
施策 7-2 創造的活動の基盤となる 文化芸術の振興	文化・芸術を、人間が生きるうえでなくてはならない糧として、大切に守り育てる福岡市にすべく、劇団や映画などの公演・上映の中止に対して支援が必要である。	文化芸術団体への活動継続、再開に向けた支援については、ライブハウス等における無観客での映像配信事業の支援やアーティストの動画制作の支援を行っております。 今後とも、国の支援策の活用などを促すとともに、文化芸術団体への情報提供やきめ細かな相談対応などを行ってまいります。
施策 7-2 創造的活動の基盤となる 文化芸術の振興	安倍政権が「稼ぐ文化」をめざし、文化・芸術に「経済効果」や「効率」を求めている中、本市でも、文化行政を経済観光文化局に集約して開発・観光や経済的利益のための文化行政にゆがめられている。経済観光文化局を改組し、文化行政を本来の姿に戻すべき。また文化芸術を経済に従属させる「福岡市文化芸術振興計画」の「主な取組みの視点」にある「福岡スタイルの創造」、「インバウンド施策の展開」は関係者などから総体的な共感を得られておらず全面的に見直すべき。	文化芸術の振興につきましては、「すべての人々にとっての文化芸術、未来に向けての文化芸術」を基本理念に、「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」と「文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり」を目指し、それらを相互に関連させて、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創り出す文化芸術政策を展開していくこととしています。子どもの育成、社会参加の促進、地域コミュニティの活性化に向けた施策とともに、産業や観光振興などに資する施策についても取り組んでまいります。
施策 7-2 創造的活動の基盤となる 文化芸術の振興	拠点文化施設について、賑わいの拠点として国内外から人を呼んでくる街づくりの一端とするのではなく、社会包摂の場として役割を果たすよう検討を行うとともに、洗練された舞台芸術を「観る」ことだけではなく、舞台の創造、舞台芸術を支える人材育成など本市における文化の拠点にするべきである。計画を抜本的に見直すべき。	拠点文化施設については、「文化芸術を通じた様々な活動を行う団体など、多様な主体と連携し、共働することで、社会課題の解決に貢献する場とする」ことや、「高いホスピタリティを備え、施設利用者が安心・安全に利用できる場、また、文化芸術活動のレベルアップにつながる助言等を行うことで、市民の文化活動を支える場とする」ことなどを、運営の基本方針としており、これに基づき社会包摂や人材育成に取り組んでまいります。
施策 7-2 創造的活動の基盤となる 文化芸術の振興	事業の大半はアートに関するものであるが、文化芸術の領域にぜひデザインを加えて欲しい。 福岡では過去から生活に基づいた優れたデザインが多く生まれており、福岡発のデザインを再検証し、デザインミュージアムの設立等、他自治体がまだ取り組んでいない新たな視点を求める。	令和元年6月に策定した福岡市文化芸術振興計画において、政策目標2「文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり」に、ゲーム、ファッション、音楽、デザインなどクリエイティブ関連産業やクリエイターなどの人材を輩出する教育機関の集積を活かした新たな価値の創出を掲げております。 今後とも、アーティストやクリエイターなど多様な分野の活動者が、交流する機会や、多様なコンテンツが融合する機会をつくることで、福岡らしい文化芸術の創造活動を促進してまいります。

関係施策	総合計画審議会委員ご意見	対応の方向性
施策 8-5 グローバル人材の育成と活躍の場づくり	「第2次福岡市教育振興基本計画」は「グローバル社会を生きるキャリア教育の推進」を掲げ、小学校低学年からの英語教育を推進し、子どもの発達段階を無視する内容となっている。また「あいさつ・掃除」「自学・とも学」「チャレンジ・立志」という新しい「福岡スタンダード」と名付けられたスローガンは、特定の価値観を子どもや教職員、家庭に押しつけようとしている。一人ひとりの子どもの個人の尊厳が大切にされ、子どもの発達と人格の完成を土台に据えたものへと抜本的に見直すべき。	英語教育につきましては、急速なグローバル化の進展に伴い、多文化共生という視点を持ち、国際社会の一員として、自らを確立し、主体的に行動できる人材のために重要であると考えており、本年度から完全実施している新学習指導要領の趣旨を踏まえ、英語教育の推進を継続してまいります。 「福岡スタンダード」につきましては、福岡の子どもたちに大切にしてほしいことを、生活習慣の柱「あいさつ・掃除」、学びの柱「自学・とも学」、未来への柱「チャレンジ・立志」という3つの柱であらわしたものであり、人間形成の土台となる基本的生活習慣を築き、人や社会、環境などのかかわりの中で社会的自立の基礎をはぐくむことをねらいとしているもので、今後とも、この取り組みを推進してまいります。
施策 8-8 アジアをはじめ世界の人にも暮らしやすいまちづくり	福岡市の外国人居住者は今後も増え続けることが予想されているが、労働法令違反の働き方を強いられ、ダブルワークやトリプルワークをしながら、過酷な毎日を送っている人も多く、市独自の労働相談窓口をつくるべきではないか。また、外国人居住者の人権保障をすすめていくために、多文化共生推進計画を策定すべきである。これらを施策に位置付けるべき。	外国人労働者からの相談につきましては、福岡市国際会館などで外国人労働者をはじめとする在住外国人の相談に応じているほか、必要に応じ、国の福岡労働局に設置されている「外国人労働者相談コーナー」などの専門窓口を紹介するなど、国と連携を図りながら、取り組みを進めております。 また、国は、多言語での電話相談が可能な「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設するなど、外国人労働者の相談体制が整備されているところでございます。 多文化共生の推進につきましては、平成18年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」において、地方自治体に対して、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取り組みを求めています。福岡市におきましては、基本計画において、「アジアをはじめ世界の人にも暮らしやすいまちづくり」など多文化共生の推進に係る施策を位置づけるとともに、政策推進プランにおいて、様々な事業を推進しております。
総合戦略	全体的には目標値に近い成果が出ている項目が多い中、基本目標Ⅲの達成率が低い傾向にあることが気になる。 2020年度の最終的な目標達成に向けて、プロセスの見直しなども必要なのではないか。	2020年度の最終的な目標達成に向けた各施策事業の推進にあたっては、進捗状況を定期的に把握・評価し、次年度の予算編成に反映することなどにより、施策事業の着実な推進を図ってまいります。
総合戦略	基本目標Ⅲ(ウ)の指標「公民館の利用率」について、初期値からほぼ横ばいであり、公民館利用者が固定化されているように見受けられる。利用の少ないエリアや対象者属性を基にターゲットを絞るなど、新たな取り組みを進めて行く必要があるのではないか。	公民館の利用率の向上を目指し、公民館を利用していない学生などの利用を促進する取り組みや、高齢者等を対象としたスマートフォンの活用方法等を紹介するスマホ塾などを実施しており、今後とも、事業者との連携を促進するなどして、新規利用者の掘り起こしにつながるような、魅力的な事業の実施に努めてまいります。
総合戦略	基本目標Ⅰ「しごとを増やし、活力につながる人の流れをつくる」について、市内の民間法人の所得や、市内の資本金10億円以上の企業の内部留保額は増加している一方、市内の家計の一人当たりの可処分所得は人口が増えているのに減少している。総合計画が概ね順調に進んでいるとはいえないのではないか。	基本目標Ⅰについては、創業や企業誘致の推進、地域産業、観光・MICEの振興など、雇用を増やす、人の社会増に資する施策事業に取り組み、基本目標として設定している「就業機会の多さに対する満足度」が2019年度の目標値45%に対し、2019年度で45.4%、「入込観光客数」が2019年の目標値1900万人に対し、2018年で2141万人と、いずれも目標を達成するなど、概ね順調に進んでいると考えております。

関係施策	総合計画審議会委員ご意見	対応の方向性
総合戦略	基本目標Ⅰ(イ)「地域経済を支えている産業の競争力強化」について、スタートアップ都市づくりや観光・集客戦略の推進などに偏重した経済振興策となっており、中小企業・小規模事業者の振興予算を抜本的に増やす施策を盛り込むべき。	中小企業施策につきましては、条例に基づく基本計画「みんなで応援！中小企業元気都市プラン」に基づき、体系的に推進しているところです。今後とも、中小企業・小規模事業者の前向きな取組みをしっかりと支援する必要な施策を実施してまいります。
総合戦略	基本目標Ⅰ(エ)「観光・MICE振興による交流促進」について、コロナ禍のもとでクルーズ船の寄港予定がない中、ウォーターフロント地区の開発は中止するべき。 また、宿泊業界の危機的な状況に鑑みて、宿泊税の中止を検討すべき。	ウォーターフロント地区におきましては、MICE機能やクルーズ機能の強化を図るとともに、貴重な海辺を活かした賑わいや憩いの空間づくりに取り組んでまいります。 また、新型コロナウイルスの影響により、宿泊事業者に様々な影響が生じていることは承知しております。宿泊事業者が円滑な徴収事務を行えるよう、引き続き、納税者である宿泊者の理解を得るための周知等に取り組む、事業者の事務負担の軽減に努めてまいります。
総合戦略	基本目標Ⅰ(カ)「都市の活力を牽引する拠点やゲートウェイの機能強化」について、天神ビッグバン、博多コネクティッドは雇用者数増により人の集まる地区を作り出すもので、コロナ禍における街づくり施策としては破綻しており、中止すべき。 また、コロナ禍のもとで医療用マスク・防護服をはじめ人々のケアに必要な物資、食料、エネルギーを海外に頼ってきた経済のあり方もこの機会に見直し、内需と家計、中小企業を経済政策の軸にすえ、必要不可欠なものは可能な限り自分の国でつくる強い経済への転換を施策に盛り込むべき。	天神ビッグバン及び博多コネクティッドにつきましては、福岡市独自の容積率緩和制度等の規制緩和により、民間活力を最大限に引き出しながら、更新期を迎えたビルを耐震性の高い先進的なビルへ建替えを誘導するものであり、引き続き、これらの取組みを着実に推進するとともに、今後は「換気」「非接触」「身体的距離の確保」「通信環境の充実」など、感染症時代に対応した新しい機能を備えたビルにつくりかえていくことで、安全安心で感染症に強い、選ばれる都市にしていきたいと考えております。 今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクが存在する中で、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を基本としながら、域内経済の回復を図ることを、経済対策の当面の基本方針と考えております。
総合戦略	基本目標Ⅱ「働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる」について、雇用契約を結ばず、労働基準法や最低賃金法も適用されない働かせ方が急速に広がっており、市独自の実態調査や、労働相談窓口の各区設置、SNS等を使った相談体制構築、調査・相談・啓発を網羅したブラックな働き方をなくすための条例制定を施策に盛り込むべき。	労働問題については、労働基準関係法令などに基づき、監督指導権限を有する国及び県が主たる役割を果たしており、福岡市はそれを補完する役割を担っていると考えています。 福岡市においても、市民相談室で労働問題に関する相談を受けた場合は、弁護士による法律相談を受け付けるほか、国や県の専門窓口につなぐなど、引き続き、関係機関と連携を図りながら、取組みを進めていきます。 また、労働に関する法令や制度をわかりやすく解説した「働くあなたのガイドブック」及びガイドブックを抜粋した「働くあなたのリーフレット」を発行し、福岡市内の高等学校や専門学校、大学・短期大学、情報プラザや区役所などで配布するとともに、福岡市ホームページへ情報を掲載するなど、引き続き、周知・啓発に努めていきます。

関係施策	総合計画審議会委員ご意見	対応の方向性
総合戦略	基本目標Ⅲ(ウ)「全ての人が安心して暮らせる社会環境づくり」について、指標「福祉の充実に対する満足度」が目標まで遠く、抜本的な施策の充実が求められていると思う。 さらに、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、医療機関への財政支援やPCR検査の抜本拡充などが必要であり、これらの対策を施策に盛り込むべき。 また、医療や介護従事者の低賃金による人手不足を解消する施策を盛り込むべき。	基本目標のⅢ(ウ)につきましては、「地域包括ケアの推進」など、今後とも必要な取組みを着実に推進するとともに、周知・広報を適切に行うことで、市民への事業の理解促進を図ってまいります。 PCR検査等につきましては、地域外来・検査センターの開設に加え、医療機関への行政検査の委託契約(保険適用)を進めるなど段階的に検査体制を強化しております。今後とも国の指針・戦略に基づきながら、更なる検査体制の充実に努めてまいります。 介護職員の処遇を改善するため、賃金や職場環境の改善を行っている事業所に対しては、条件に応じて介護職員処遇改善加算が請求できるようになっております。また、令和元年度に介護職員等特定処遇改善加算も新設されました。今後も引き続き介護職員の処遇改善について国に要望していきたいと考えております。
地方創生関連交付金事業	アクティブシニアの生涯現役先がけ事業について、ヘルスラボやユマニチュード、シニア活躍応援プロジェクトによって、それぞれのどのような成果があったのか。	福岡ヘルス・ラボについては、「楽しみながら」「自然に」健康づくりに取り組めること(健康行動の習慣化)が期待できる製品・サービスや仕組み(以下「プロダクト」)について、市民の参画を得ながらその効果を検証し、評価・認証することを通じて、事業者のプロダクトの普及の後押しを行っております。令和元年度までの3年間で13事業を採択、実証完了した6件中4件を認証し、事業者向けの展示会や市民向けのイベントなどで体験の場を設けるなど、健康行動の習慣化が期待できるプロダクトの社会実装を促進しています。 ユマニチュードにつきましては、多くの市民が認知症のことを正しく理解し接することができるよう家族介護者や専門職、地域の方々、児童生徒などを対象とした講座を実施しております。令和元年度は40講座を実施し、1,844人の方が受講されています。 シニア活躍応援プロジェクト(令和元年度開始)につきましては、官民連携のプロジェクト会議を設置し、高齢者の就業に関する実態調査を行った上で、就業支援や雇用促進の方策等の検討を行いました。また、高齢者の就業支援(セミナー・相談会の開催:計103回、1,665人)や高齢者のニーズを踏まえた短時間雇用・業務の切り分け等の雇用の働きかけ(訪問社数605社、求人受理人数283人)等による就業機会の確保を行ったほか、シニアお仕事ステーション(市内14ヶ所)を通じた情報発信等を実施しております。
地方創生関連交付金事業	福岡市・九州離島広域連携事業について、「本事業で造成する旅行商品の利用者数」の達成率が495.1%と非常に高いが、要因は何か。また、令和元年度目標値の1,500人は何に基づいて設定したのか。	H29年度は、店舗販売を中心に本事業の旅行商品を販売していましたが、H30年度より、オンライントラベルサイト(OTA)も活用することとし、またウェブでの広告配信を積極的に実施することにより、販売実績が飛躍的に伸びたことが要因として考えられます。 また、目標値については、H29年度当初に福岡市を除く各自治体の「まち・ひと・しごと創生戦略」による指標値より算出し、3ヶ年のKPI(1年目:400人 2年目:800人 3年目:1,500人)を設定しております。